

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【産業経済局産業イノベーション推進室】2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】3
- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】4
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】5
- 徴収事務の委託【建築都市局住宅部住宅管理課】6

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】7
- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】8

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ポートレース事業課】9

北九州市告示第 208 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州学術研究都市産学連携センター、北九州学術研究都市共同研究開発センター、北九州学術研究都市情報技術高度化センター、北九州学術研究都市事業化支援センター、北九州学術研究都市技術開発交流センター、北九州学術研究都市学術情報センター及び北九州学術研究都市会議場における使用料、賃貸料並びに使用料に係る延滞金及び賃貸料に係る遅延損害金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州産業学術推進機構	北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第209号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成31年4月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市八幡東区東田二丁目5番101の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

北九州市告示第 2 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

平成 3 1 年 4 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日まで

北九州市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 3 1 年 4 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第 5 町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	松本成彦	北九州市八幡西区上の原四丁目 2 番 6 号
変更後	松本春利	北九州市八幡西区上の原四丁目 6 番 3 6 号

3 変更年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 1 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市住宅供給公社	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日まで

北九州市公告第 229 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 31 年 4 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区長尾四丁目 260 2 番 1 及び 260 2 番 3 から 260 2 番 1 4 まで	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社海王 代表取締役 竹下弘実

北九州市公告第 230 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成 31 年度介護保険事務処理システム運用及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 31 年 3 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 16 号
- 5 契約金額
4,989 万 6,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公営競技局公告第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月23日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年3月29日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
九州電力株式会社八幡営業所
北九州市八幡東区西本町一丁目19番1号
- 5 契約金額
1億1,775万1,624円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため